練馬区立下石神井小学校PTA規約 改定比較まとめ

現行規約（2025年度版）と改定案を比較し、保護者の皆様にわかりやすいよう変更点とポイントをまとめました。

規約改定の要点まとめ

- **年会費の値下げ（1,500円 → 1,000円）**

 1家庭あたりの年会費が **1,000円** に改定（500円の減額）されます。

- **役員不足・活動休止時のルールの明確化**

 会長不在時でも選出役員で可能な範囲の活動を行える仕組みが整備されました。また、活動休止となった場合、**その年度の会費徴収は停止**されます。休止中も資産保護のための「会計・会計監査」の維持や、学校側（副校長等）を通じた連絡体制が明記されました。

- **安全係の有志継続ルール明確化**

 PTA全体の活動が休止した場合でも、児童の安全を守る「安全係（旗持ち等）」は有志ボランティアにより継続可能となりました。

- **卒対係・PTAスポーツに関する規定の整理**

 「卒対係」および「PTAスポーツ」の項目は、それぞれが個々に活動できるように本規約から削除・整理されています。特にPTAスポーツは、上部団体の意向を踏まえ、各チームの代表と各上位団体や他校の代表とが連絡を取り合う形となります。

新旧対照表（改定ポイント一覧）

該当条項	現行規約（2025年度）	改定案	保護者への影響・ポイント
第5条第2項 (会費)	1家庭につき 1,500円/年	1家庭につき **1,000円/年**	**【値下げ】** 年会費が500円引き下げられます。
第5条第3項・第6項 (休止時の経理)	規定なし（中途退会の返金不可等のみ記載）	活動休止年度は**原則会費の徴収を行わない**。休止時も積立金等保全のため年1回以上会計報告を行う。	**【明確化】** PTA活動が休止した年度は会費がかからなくなります。
第6条第2項 (会長不在時)	「立候補者がいない場合は次年度のPTA活動は1年間休止する」	会長立候補者がいなくても副会長等の代行は行わず、**選出役員間で可能な範囲で活動を実施可能**。	**【柔軟化】** 会長が空席でも、他の役員で無理のない範囲の活動を継続できます。
第6条第3項～第5項 (活動休止時の運用)	規定なし	・役員不足で休止する場合の範囲を明確化（主催事業・大型イベント等）・休止時も「会計」「会計監査」は維持し資産管理・休止中の全会員への連絡や役員再募集は学校側（副校長等）に協力を要請	**【明確化】** 休止時でも積立金などの資産管理や必要な情報連絡が滞らない仕組みを規定しました。
第10条 (係の定義・卒対係)	《安全係》《広報係》**《卒対係》**を記載	《安全係》《広報係》のみ記載（**卒対係の記載削除**）	**【見直し】** 卒対係の位置づけが見直されています。
第10条第2項 (休止時の安全係)	規定なし	PTA全体活動が休止した場合でも、**「安全係」は**	**【安全対策】** 全体活動が止まっても、登下校の

該当条項	現行規約（2025年度）	改定案	保護者への影響・ポイント
		有志ボランティアで活動継続可能	見守り等は有志で継続できる枠組みを確保しました。
第11条（旧）（PTAスポーツ）	卓球、バレーボール、ソフトボールチーム等の規定あり	**条文削除**（旧第12条・第13条が繰り上がり第11条・第12条へ）	**【整理】** PTA規約上の独立項目としての記載が整理されました。
附則	令和7年3月1日改訂まで記載	**令和8年11月18日改訂**を追加（総会決議予定日）	改定実施日の更新。

※「個人情報取扱規約」部分については、新旧での変更・差異はありません。